

地域公共交通計画の記載事項の概要

記載事項	概要	西東京市計画
①基本的な方針	計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定めます。 また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理します。	「基本方針」として設定 (資料6)
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定します。	西東京市内を設定
③計画の目標	①の基本的な方針に即して目標を設定します。	「目標」として設定 (資料6)
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定めます。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理します。	第2回会議予定
⑤計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てます。	第3回会議予定
⑥計画期間	原則5年程度ですが、地域の実情に合わせて設定します。	10年間
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載します。	未定

(参考) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き (国土交通省)